

## 投票所入場券（はがき）

投票所入場券は、投票所において投票をしようとする選挙人の本人確認を的確に、かつスムーズに行うためのものです。投票所入場券（はがき）がお手元に届いていない場合でも投票を行うことができます。受付の係員に申し出てください。（下記の「投票することができる人」に該当する人に限ります）  
また、投票所入場券（はがき）に記載されている投票所をよくご確認ください。

**選挙人名簿等のシステムの全国統一標準化に伴う移行作業の影響で、一部の人への投票所入場券（はがき）の配達が告示日（1月22日）以降となる場合があります。**

## 投票することができる人

次の①および②に該当する人で、A または B のいずれかに該当する人。ただし、県外に転出された人は、投票することはできません。

### ①日本国籍を有する人

### ②令和8年2月8日(選挙期日)現在、満18歳以上の人（平成20年2月9日以前に生まれた人）

A. 令和8年1月21日(登録基準日)現在、山陽小野田市に3か月以上住所を有する人

（最近転入した場合、令和7年10月21日までに転入の届出をした人）

B. 転出者の場合、令和7年9月23日以後に本市から県内の他市町に転出した人で、引き続き県内の市町に住所を有し、かつ、本市を転出するまで3か月以上住所を有していた人

（ただし、転出先市町の選挙人名簿に登録された人は、その市町での投票となります）

## 投票の方法

投票用紙に候補者の氏名を記入してください。

### 代理投票

けが等により字を書くことが困難な人は、係員が代わりに投票用紙に記入します。投票の内容について、秘密は厳守します。

### 点字投票

投票所に点字器を用意していますので、係員まで申し出てください。

### 不在者投票

#### ■病院や老人ホーム等に入院・入所中の人

不在者投票施設に指定された病院や老人ホーム等の施設に限り、事前に施設の管理者に依頼して、その施設で投票することができます。

#### ■他の市区町村での不在者投票

出張等で投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

※マイナポータルからも投票用紙等を請求することができます。

### 埴生西投票所の投票場所の変更

#### ◎投票場所：サンライフ山陽多目的ホール

（旧：サンライフ山陽デイサービスセンター会議室）

※令和8年2月8日執行の山口県知事選挙から変更します。

同一敷地内ですが、従来と異なりますので、お間違いないようにご来場ください。

### 選挙公報

選挙公報は、発送の準備が完了次第、順次、郵便局のポスティングサービスにより、各世帯に配布します。また、準備ができ次第、期日前投票所となる公共施設や各地域交流センター等にも備え置き、県や市のホームページにも掲載します。